

風とともに生きる木々

く子づくりは
風が頼りく

石狩市の防風林に生育する高木種は30〜40種、このうち半分は「風媒花」。本数で言えば、直径30cm以上の木のおよそ7割に当たります。

風媒花とは、花粉を風に運んでもらうタイプの花をいいます。これに対して、花粉を虫に運んでもらうタイプは「虫媒花」です。

南の地方の樹林では虫媒花を持つ樹種が多いのに対し、北国では風媒花を持つ樹種が多いのが特徴です。

なぜ風に花粉を運んでもらうタイプの木が北国では多いのでしょうか。それは、木々が寒い冬を過ごすために落葉することや、早春に雨が少なく、風が強い気象条件にあることが大きく関係していると考えられています。

気温が上がり始める早春、葉が開く前の林の上部では、木々の花粉は、葉に遮られることなく、強風に吹かれて飛ばされます。雨の少なさは、花粉が雨に洗い落とされるのを防ぎます。

また、風は花粉を運ぶ先を選んではくれませんので、同じ種類の木が周囲にたくさん生えているほうが、花粉は簡単に目的地（同種別株の雌しべ）に到達することができません。

北国の寒冷な気候下では、生育する樹種は少なく、ひとつのまとまった林に同じ樹種がたくさん生育します。このことも、木々が

北国の林で風媒花を付けることに都合がいいものと考えられます。シラカバに代表される風媒花樹木の花粉の飛散は、時に私たちをアレルギーで悩ますやつかいものですが、厳しさを残る早春の環境に適応して子孫づくりに励む、木々の生活の一コマであることも忘れないでください。

(内藤華子)



5月の防風林

林下の草本は早々に葉を広げていますが、上層木はまだ広げていません。主な樹種であるハンノキ・ハルニレ・ヤチダモ・ミスナラは、早春からこの時期までに咲く風媒花です。



シラカバの花(4月下旬)
垂れているのが雄花、上を向いているのが雌花。



ハルニレの花(4月下旬)
色は黒っぽい赤。

■文化財課 ☎72-6123

✉bunkazaih@city.ishikari.hokkaido.jp

■いしかり砂丘の風資料館 ☎62-3711

✉i-museum@bz01.plala.or.jp

■石狩海浜植物保護センター ☎60-6107 (冬期 ☎72-3240)

✉ihama@city.ishikari.hokkaido.jp

併せてご覧ください

春先の木の花については、いしかり博物誌第31回でも紹介しています。

http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/hakubutushi/ha_031.htm

大募集!!

●広報紙への感想や批評、市への質問など何でもお寄せください。
 ※匿名希望の場合もお便りには名前・住所・電話番号を必ず明記してください。
 〒061-3292 石狩市役所 広報 いしかり 係
 ☎72-3153 ☎74-5581 ✉PR@city.ishikari.hokkaido.jp



こども相談センタースタッフ一同

「こども相談センター」への質問

Q こども相談センターの利用方法を教えてください。

A 育児から学校・家庭などの生活関係まで、18歳未満の子どもにかかわるあらゆる相談を受けています。相談方法は電話または面接となっていますが、継続的なものに関しては家庭訪問も実施しています。費用は一切かかりませんので、お気軽にご利用ください。

■こんな相談に応じます

「こどものこと」
 成長・発達・子育て・非行・児童虐待などに関する相談。
 「学校生活のこと」
 不登校・いじめ・教育・進学など

教えて!市役所

市民の皆さんから寄せられた声をもとに、市役所からお答えするコーナーです。もっと良いまちを目指し、今後も市民の皆さんからの市政に対する要望や提案をお待ちしています。

学校教育に関する相談。

「母子家庭のこと」

離婚や未婚出産に伴う生活相談や母子生活支援施設の活用、母子寡婦福祉資金の貸し付けなどに関する相談。

こども相談センターでは、センター長を含む正職員が2人、ほかに家庭児童相談員2人、母子自立支援員2人の計6人が常駐しています。また、月に3日、13時から16時まで臨床心理士も常勤しています。相談を受けた方の中には、精神的なフォローや専門的なカウンセリングを必要とする方もいて、そうした方たちを支援するほか、要望があればカウンセリングも行います(要予約)。
 また「これは虐待になるのでは?」といった、児童虐待への不安や悩みを聞いたり、時には通報も受け付けます(通報は、文書などで虐

待を証明する必要はありません)。

相談・連絡していただいた方の氏名などは厳守されますので、こちらも電話など(☎72・3195【直通】)でご連絡ください。

これが「児童虐待」です!.....

「身体的虐待」

身体的にけがや傷を負わせたり、生命に危険をおよぼすこと。

「心理的虐待」

言葉で脅す・無視するなど、拒否的な態度で子どもの心を傷つけること。また、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること。

「性的虐待」

子どもにわいせつな行為をすること。させること。

「ネグレクト(養育の怠慢・拒否)」

家に閉じ込める、病気やけがをしても病院に連れて行かない、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、屋外や車に置き去りにすること。また同居人の虐待行為を放置すること。

石狩市のこどもに関する窓口が便利になりました

●「こども室」

子どもの生活環境の変化や、社会化に起因するさまざまな問題に対して、窓口をできるだけ一元化するため、平成17年度より「こども室」が設置されました。

具体的に言えば、こども相談センターと、子育て支援課・児童館・こども発達支援センター・こども家庭課・くるみ保育園・はまなす保育園が一緒になって、施策の立案や子どもに関する事業の総合調整がよりスムーズに行えるようになった、ということ。今後もお気軽に「こども室」へご相談ください。

※なお、「特別児童扶養手当」については、りんくる内にある福祉生活課の担当に変更となります。

